

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第 1 号 令和 5 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第 1 0 号 令和 5 年度岩国市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 1 1 号 令和 5 年度岩国市工業用水道事業会計決算の認定について

認定第 1 3 号 令和 5 年度岩国市下水道事業会計決算の認定について

認定第 1 4 号 令和 5 年度岩国市簡易水道事業会計決算の認定について

以上 4 件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第 7 5 号 令和 5 年度岩国市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

本議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決及び認定をすべきものと決しました。

議案第 7 6 号 令和 6 年度岩国市一般会計補正予算（第 2 号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 8 2 号 令和 6 年度岩国市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 8 3 号 岩国都市計画地区計画岩国駅前南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

議案第 8 4 号 岩国市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

議案第 9 1 号 柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

以上 4 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

認定第 1 号 令和 5 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会所管分の審査におきまして、

衛生費の環境衛生費の動物保護管理事業に関し、

委員中から、「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金制度については、令和 2 年度から開始され、対象を個人から団体まで拡げてきたが、TNR 活動団体に助成するに当たっては、事前に計画書を提出し、手術を受けさせる猫として登録することが要件となっている。しかしながら、実際、保護活動は夜間に実施されており、登録していない猫が保護されるケースが多い状況となっている。これらの猫も保護の必要があるため、助成の対象に追加することはできないか」との質疑があり、

当局から、「この TNR 活動団体への助成金制度につきましては、今年度から制度を始めたもので、まだ制度的に不十分な面がある。今後、活動団体が活動しやすい環

境づくりに向けて、制度の柔軟な運用について検討してまいりたい」との答弁がありました。

続いて委員中から、「猫の保護団体はボランティアで活動している。猫を保護するには大量の餌が必要となるが、団体はそれらを自費で購入しているので、必要経費に係る補助はできないか」との質疑があり、

当局から、「費用がかかる部分について、団体の方から話を伺って、可能な限り、制度による対応について考えてまいりたい」との答弁がありました。

次に、土木費の道路維持費の私道舗装等工事助成費に関し、

委員中から、私道舗装等工事費補助金制度につき、共有名義の場合の申請手続の要件の緩和について、および、周知の徹底による補助金の利用促進について質疑があり、

当局から、「共有名義の場合の申請においては、要綱の規定上、共有名義であれば共有者全員の同意が必要であるが、民法改正の趣旨も踏まえ、現在は共有名義の場合であっても相続人代表の同意をもって足りるという扱いとしており、柔軟な対応を取っている。周知の方法については、年1回、市報に案内記事を掲載しているところであるが、この制度をさらに多くの方に活用していただけるよう、より詳しく周知できる方法について検討していきたい」との答弁がありました。

本件のうち、当委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第13号 令和5年度岩国市下水道事業会計決算の認定についての審査におきまして、

委員中から、下水道をはじめとした污水处理施設の普及率につき、国が示す10年以内に概成、すなわち9割以上という目標を踏まえての本市の達成状況の見込みについて質疑があり、

当局から、「令和4年度に污水处理構想を見直し、污水处理人口普及率の概成を目標として様々な補助を活用しながら下水道の普及に努めているが、現在の状況としてはなかなか厳しいと考えている」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「污水处理人口普及率の目標を達成するためには、下水道の普及だけでなく、合併処理浄化槽の普及率を高めることも必要となるが、浄化槽の設置には多額の費用がかかるので、補助率を上げることが必要ではないか」との質疑があり、

当局から、「排水の改善に当たっては、下水道とその区域外のところの合併処理浄化槽について総合的に検討する必要がある、金額等についても併せて検討していきたい」との答弁がありました。

本件については、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。